

1. 平成 22 年度に機構が実施した法科大学院認証評価（追評価）について

1 評価の目的

機構が実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 追評価

本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価です。

3 評価の実施体制

法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う追評価専門部会を設置するとともに、評価委員会における論点を整理するため、運営連絡会議を設置しました。

4 評価方法及びプロセスの概要

(1) 法科大学院における自己評価

本評価で満たしていないと判断された基準について自己評価を実施した上で、自己評価実施要項に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。

(2) 機構における評価

- ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。
- ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容について、必要に応じ対象法科大学院を訪問して現地調査を行います。
- ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準ごとに満たしているかどうかの最終的な判断を行ったうえで評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。
- ④ 適格認定：評価の結果、すべての基準を満たしている場合、評価基準に適合していると認め、適格認定を行います。なお、追評価の場合は、先の評価と併せて適格認定の判断を行います。

5 評価のスケジュール

機構は、6月に静岡大学からの追評価の申請を受け付け、以下のとおり追評価を実施しました。

なお、静岡大学の追評価に関する訪問調査は、その必要性がないと判断し、実施しませんでした。

22年8月	自己評価書の提出
9月	書面調査の実施 追評価専門部会 ・本評価で満たしていないと判断された基準についての判断の検討 ・優れた点及び改善を要する点等の検討 運営連絡会議、評価委員会 ・書面調査による分析結果の審議・決定
12月	追評価専門部会 ・評価報告書原案の作成
23年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価報告書原案の審議、評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	評価委員会 ・評価結果の確定

6 評価結果

平成22年度に実施した「静岡大学大学院法務研究科法務専攻」の追評価については、先の評価と併せて、評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学特任教授
磯 部 力	國學院大學教授
磯 村 保	神戸大学教授
上 田 廣 一	上田廣一法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡 部 謙 治	社団法人教育文化協会理事長
木 村 光 江	首都大学東京教授
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	学習院大学教授
佐 藤 國 雄	前財団法人ユネスコ・アジア文化センター理事長
瀧 澤 泉	司法研修所教官
滝 澤 正	上智大学教授
武 井 康 年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○田 中 成 明	財団法人国際高等研究所副所長
棚 村 政 行	早稲田大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
永 井 和 之	中央大学総長・学長
長谷部 恭 男	東京大学教授
丸 山 毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	近畿大学教授
山 本 和 彦	一橋大学教授
山 本 眞 一	広島大学高等教育研究開発センター長
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯 部 力	國學院大學教授
○磯 村 保	神戸大学教授
木 村 光 江	首都大学東京教授
滝 澤 正	上智大学教授
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
◎田 中 成 明	財団法人国際高等研究所副所長
棚 村 政 行	早稲田大学教授

土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部恭男	東京大学教授
三井誠	同志社大学教授
村中孝史	京都大学教授
安永正昭	近畿大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会追評価専門部会

大塚浩之	読売新聞東京本社論説委員
岡部純子	司法研修所教官
奥岡直子	愛知大学教授
渋谷秀樹	立教大学大学院法務研究科委員長
平 覚	大阪市立大学教授
◎滝澤正	上智大学教授
長井長信	北海道大学法科大学院長
宮城哲	当山法律事務所弁護士
山本克己	京都大学教授
○吉田克己	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長